

### 3. 日本の死刑執行を巡る密行性

布 施 勇 如  
(龍谷大学矯正・保護総合センター)

[キーワード] 死刑執行、密行性、透明性、絞首、残虐、憲法適合性

#### はじめに

本報告では、死刑に対する存廃の議論は話題とせず、日米両国における死刑執行の正統性に焦点を絞ることとする。

#### 1. オクラホマ州における執行

2014年4月29日、アメリカ・オ克拉ホマ州において致死注射による死刑が失敗し、大きく報じられた。この執行においてオ克拉ホマ州は、ミダゾラムという鎮静剤を初めて用いた。州の手順書によれば、ミダゾラムは3種類の薬物の中で最初に注入される。実際、これら3種類の薬物が順に静脈注射された。執行に立ち会った地元テレビ局の記者は、執行中に被執行者が示した反応を以下のように報じた<sup>2</sup>。

---

1 McBride, B.E., & Murphy, S., April 30, 2014, "Oklahoma inmate dies after execution is botched," *AP*. Retrieved June 27, 2014, from <http://bigstory.ap.org/article/oklahoma-prepares-execution-2-inmates>

2 Edwards, A., & Francisco, C., April 30, 2014, "Oklahoma botches lethal injection. KFOR-TV reporter witnesses execution gone wrong," *KFOR*. Retrieved June 27, 2014, from <http://kfor.com/2014/04/30/execution-timeline-oklahoma-death-row-inmate-dies-of-massive-heart-attack-in-failed-lethal-injection/>

午後6時37分—被執行者、寝台から頭と足をわずかにもたげる。何か言おうとし、身体を動かしながらつぶやく。

午後6時38分—被執行者、さらに身体を動かす。このとき、呼吸が激しくなり、悶えているように見える

執行に立ち会った弁護人の1人は「拷問のようだった」と語った。被執行者のクレイトン・ロケット（Clayton Lockett）は、執行開始から43分後、心臓麻痺で死亡した<sup>3</sup>。

オクラホマ州矯正局は2014年5月1日、ロケットが死亡するに至った経緯を時系列で公表した<sup>4</sup>。メアリー・フォーリン（Mary Fallin）知事は、ロケットの死刑執行に関する調査を州公共安全局に委任し、以来、オ克拉ホマ州では死刑執行が停止されている。調査担当者は、執行に立ち会ったジャーナリストたちに対し、聴取に応じるよう要請している<sup>5</sup>。

## 2. 日本における執行

もし、日本で同じような不測の事態が起きたら、どうだろう。法務省は事実を明らかにし、死刑執行の失敗について公に調査するだろうか。「そ

---

3 Eckholm, E., April 29, 2014, "One Execution Botched, Oklahoma Delays the Next," *The New York Times*. Retrieved June 27, 2014, from <http://www.nytimes.com/2014/04/30/us/oklahoma-executions.html>

4 Patton, R., May 1, 2014. Retrieved June 27, 2014, from <http://s3.amazonaws.com/content.newsok.com/documents/5-1-14%20DOC%20letter%20re%20Clayton%20Lockett.pdf>

5 Fretland, K., June 6, 2014, "Oklahoma execution investigation expected to finish sooner than planned," *The Guardian*. Retrieved June 27, 2014, from <http://www.theguardian.com/world/2014/jun/06/oklahoma-execution-investigation-clayton-lockett>

れはあり得ない」というのが私の答えである。そう考える理由は、以下の通りである。

2014年6月26日、大阪拘置所において本年初の死刑が執行された。同日時点では、国内の7拘置所に128人の死刑確定者が収容されている<sup>6</sup>。これは、日本の公衆がメディアを通じ死刑について知り得る限られた情報の一部である。

死刑確定者は死刑執行当日の朝、絞首のわずか数時間前に初めて、当局者から執行の予定を知らされる。法務省は死刑確定者の「心情の安定」を理由に、こうした秘匿性を正当化している。法務大臣が記者会見で公表するのは、被執行者の氏名、執行した拘置所および被執行者に対する確定判決の概要のみである。多くの死刑確定者の中から特定の執行対象者を選んだ理由について、法務省は執行の前にも後にも決して公表しない。

刑事訴訟法は、刑事施設の長、検察官および検察事務官に限り、死刑執行への立ち会いを義務付けている。検察官または刑事施設の長の許可がなければ、市民が執行に立ち会うことはできない。しかし、これらの当局者以外は死刑執行の予定を事前に知り得ないのだから、市民が執行に立ち会うこととは事実上不可能である。

1908年、刑場から新聞記者を厳しく締め出すべきだとする司法省民刑局長監獄局長通牒が出された。また、個々の死刑執行に関する具体的な情報は、情報公開法に基づいて請求しても開示されない。

### 3. 死刑執行の透明性と密行性

#### (1) アメリカの透明性

日本と並び、先進工業国でかつ死刑が存置されているアメリカに目を向

6 北沢拓也、2014年6月26日、「1人の死刑執行 今年初、自民政権復帰後9人目」、朝日新聞デジタル、<http://www.asahi.com/articles/ASG6V34R7G6VUTIL007.html>（2014年6月27日検索）

け、死刑執行を巡る透明度を見てみよう。

アメリカ国内で死刑執行総数が最多のテキサス州では、刑事司法局がウェブサイトで「死刑執行の予定」や「死刑を執行された犯罪者」を公表している。被執行者の最期の言葉を記録し、サイト上で公開している<sup>7</sup>。

死刑を存置する32州のうち、アイダホを除く31州は、被執行者の親族・友人、被害者の親族、ジャーナリストおよび市民など、執行への立ち会いを義務付ける者または立ち会いを認める者を法律で明示している<sup>8</sup>。アーカンソー州法は、名望ある市民の立ち会いが「法の要請する方式の下で死刑

---

7 Texas Department of Criminal Justice, "Death Row Information," Retrieved June 27, 2014, from [http://www.tdcj.state.tx.us/death\\_row/index.html](http://www.tdcj.state.tx.us/death_row/index.html)

8 各州の法律は、LexisNexisのデータベースで検索した。Code of Ala. § 15-18-83 (2013), A.R.S. § 13-758 (2013), A.C.A. § 16-90-502 (2013), Cal Pen Code § 3605 (2013), C.R.S. 18-1.3-1206 (2013), 11 Del. C. § 4209 (2013), Fla. Stat. § 922.11 (2013), O.C.G.A. § 17-10-41 (2013), Idaho Code § 19-2705 (2013), Burns Ind. Code Ann. § 35-38-6-6 (2013), K.S.A. § 22-4003 (2012), KRS § 431.250 (2013), La. R.S. 15:570 (2013), Miss. Code Ann. § 99-19-55 (2013), § 546.740 R.S.Mo. (2013), Mont. Code Anno., § 46-19-103 (2012), R.R.S. Neb. § 83-970 (2012), Nev. Rev. Stat. Ann. § 176.355, § 176.357 (2013), RSA 630:6 (2013), N.C. Gen. Stat. § 15-190 (2013), ORC Ann. 2949.25 (2013), 22 Okl. St. § 1015 (2013), ORS § 137.473 (2013), 61 Pa.C.S. § 4305 (2013), S.C. Code Ann. § 24-3-550 (2012), S.D. Codified Laws § 23A-27A-34 (2013), Tenn. Code Ann. § 40-23-116 (2013), Tex. Code Crim. Proc. art. 43.20 (2013), Utah Code Ann. § 77-19-11 (2013), Va. Code Ann. § 53.1-234 (2013), Rev. Code Wash. (ARCW) § 10.95.185 (2013), Wyo. Stat. § 7-13-908 (2013). 隅田陽介, 2013, 「犯罪被害者の死刑執行への立会いに関する一考察」『東京国際大学論叢経済学部編』48:49-74を参考とした。アイダホ州の刑法では、§ 19-2716 「死刑の執行」で「死刑執行で採用すべき手続は、アイダホ州矯正局長が決定するものとする」との規定があるのみで、執行に関する具体的な手続は、州の刑法、アメリカ合衆国憲法および州憲法に則って矯正局が作成した「標準運用手続」(Standard Operating Procedure) に定め、この文書は一般に公開されている。その他の州でも、州法のほか、州法に基づく行政規則やマニュアルなどに沿って死刑を執行している。

たとえばモンタナ州は「州立刑事施設の塀の内側で、公衆の目に触れないよう囲いがされ、死刑を執行するのに適切で効率的な部屋または場所を用意するものとする」としている。Mont. Code. Anno., § 46-19-103 (2012).

が執行されたことを確認するために必要である」と述べている<sup>9</sup>。

## (2) 日本の密行性

ではなぜ、日本の法務省は死刑を秘密裏に執行するのだろうか。

私が博士論文で明らかにしたように、司法省が1922年に内部の構成員で発足させた行刑制度調査委員会は、「死刑執行ノ方法及其ノ状況ハ秘密ニ付スルコト」<sup>10</sup>および「被刑者ノ苦痛ヲ減少シ且死ノ刹那ニ于ケル惨状ノ見ヘサル様執行方法ノ改善ヲ希望スルコト」を勧告した<sup>11</sup>。この歴史的研究によれば、司法省自身が当時すでに、絞首刑に伴う苦痛と惨状を認識していたことは明白である。主査委員を務めた典獄（刑事施設の長）は、そうした惨状を黒幕で覆うよう提言し<sup>12</sup>、東京拘置所の刑場では、少なくとも2007年まで幕が使われていた。

アメリカ合衆国憲法に倣い、戦後に制定された日本国憲法は、残虐な刑罰を禁じている（36条）。新憲法の制定以来、法務省は、公衆が絞首刑の残虐性を認識しないよう、死刑に関する情報をほぼ全て隠し、秘匿性を深化させた。1998年まで、法務省は死刑を執行した事実すら公表していなかったのだ。

## (3) 比較検討

再び話題をアメリカに戻せば、近年、オクラホマを含む諸州では、致死

9 A.C.A. § 16-90-502 (Conduct of execution).

10 行刑制度調査委員会、発行年不詳、『行刑制度調査答申書（壹）』：31（矯正図書館正木文庫所蔵）。

11 行刑制度調査委員会、1923、『行刑制度調査委員會總會日誌』行刑制度調査委員會（矯正図書館正木文庫所蔵）。

12 野口謹造、発行年不詳、『死刑執行ノ方法ニ就テ』：13-15。「山岡萬之助関係文書」E-214およびE-215（いずれも同内容）として法務図書館に所蔵。全15ページであり、「一 緒言」「二 電氣（又ハ瓦斯）死刑ノ可否」「三 毒薬ヲ以テスル死刑ノ可否」「四 絞首刑ヲ適當トスル理由」の4章からなる。

## 研究ノート

注射用薬物の供給源について州民に知らせない「秘密法」が新たに制定されている<sup>13</sup>。クレイトン・ロケットともう1人の死刑確定者は、オクラホマ州法における秘匿条項の憲法適合性を争うため、訴訟を提起した。秘匿条項は「薬物供給源（中略）の身元は秘密とし、（中略）かつ民事および刑事手続において開示の対象としないものとする」と規定している<sup>14</sup>。オ克拉ホマ郡地方裁判所の裁判官は、2014年3月、秘密法はロケットたちが裁判を受ける憲法上の権利を侵害する、すなわち、デュー・プロセスの侵害であると判示した<sup>15</sup>。

日本の死刑確定者および公衆も、同様の秘匿により、法務省が行う絞首の方法が果たして、法律の定める手続に則しているのか（憲法31条の適正手続条項）、その方法は残虐であるとみなされないのかについて、検証不能となっている。

刑事裁判で裁判員を経験した市民のグループは、2014年2月、法務省に対し、死刑執行の停止を要請した。死刑に関する情報が十分に公開されていない状況において、裁判員が死刑を評決し、確定判決が執行されれば、

---

13 オ克拉ホマ州は2011年、州法の § 22-1015 (B) に以下の部分を追加した。“The identity of all persons who participate in or administer the execution process and persons who supply the drugs, medical supplies or medical equipment for the execution shall be confidential and shall not be subject to discovery in any civil or criminal proceedings. The purchase of drugs, medical supplies or medical equipment necessary to carry out the execution shall not be subject to the provisions of The Oklahoma Central Purchasing Act.” Lockett et al. v. Evans et al., 2014 OK 33, 1参照。ジョージア州では2013年3月、“Lethal Injection Secrecy Act” (O.C.G.A. § 42-5-36 (d)) が成立した。同様の法律はアーカンソー、テネシー、サウスダコタの各州においても2013年2月から4月にかけて成立している。Denno, D.W., 2014, “Lethal Injection Chaos Post-Baze,” *Georgetown Law Journal* 102:1377-1378. を参照。

14 Oklahoma Statutes § 22-1015 (B).

15 Lockett v. State of Oklahoma, 2014 OK CR 3, 2. なお、以下も参照。McBride, B.E., March 26, 2014, “Oklahoma judge strikes execution law over privacy,” AP. Retrieved June 27, 2014, from <http://bigstory.ap.org/article/oklahoma-judge-tosses-state-execution-law>

関わった裁判員の煩悶は極限に達するだろうというのが要請の趣旨であった<sup>16</sup>。

## まとめ

一国の政府が極刑を存置するなら、極刑執行の憲法適合性は検証可能でなければならない。その意味において、日本の死刑制度は、公正というには程遠く、時代遅れの遺物に過ぎない。

---

16 田口真義, 2014, 「裁判員経験者から死刑執行停止の要請書」『フォーラム90ニュース』134 : 1-3.